

2027年合格目標

弁理士試験

論文答案の「書き方」

添削問題冊子



目 次

特許・実用新案法

第1問（論文答案の「書き方」 第10問）…………… 1

第2問（論文答案の「書き方」 第21問）…………… 2

意匠法

第3問（論文答案の「書き方」 第6問）…………… 3

第4問（論文答案の「書き方」 第11問）…………… 4

商標法

第5問（論文答案の「書き方」 第6問）…………… 5

第6問（論文答案の「書き方」 第17問）…………… 6

[特許・実用新案]

【第1問】

甲は「Aからなる化粧水」の発明イを創作した。そして、特許請求の範囲及び明細書に発明イのみを記載し、平成30年1月10日に特許出願Xをした。乙は、平成30年1月15日に「Aからなる化粧水」を自ら発明し、特許請求の範囲及び明細書に発明イのみを記載した特許出願Yをした。

その後、甲は、「Aからなる化粧水」を改良した「A1からなる化粧水」の発明ロを創作した。甲は、「Aからなる化粧水」のみならず「A1からなる化粧水」の発明ロについても特許権を取得しようと考えている。以上を前提として、以下の設問に答えよ。

- (1) 平成30年3月1日時点において特許請求の範囲の請求項1に「Aからなる化粧水」、請求項2に「A1からなる化粧水」として、甲が特許権を取得するための特許庁に対する手続を説明せよ。
- (2) 設問(1)の手続が認められた場合において、乙の特許出願Yが特許法第29条の2及び第39条第1項違反により拒絶される場合の根拠を簡潔に説明せよ。

(論文答案の「書き方」特許・実用新案法 第10問)

【第2問】

甲は、平成25年6月17日に特許出願をし、平成26年12月15日に特許権Pの設定登録がなされた。特許権Pの特許請求の範囲には「構成A及びBからなるキーボード」の発明Iが記載され、その明細書には、具体的な実施例として、「構成A1及び構成B1からなるキーボード」と「構成A2及び構成B2からなるキーボード」が記載されていた。

甲は、「構成A1及び構成B1からなるキーボード」の製造販売を業として行っている乙に対し、乙の製造販売の差止めを求める訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起している。

なお、「構成A2及び構成B2からなるキーボード」は、平成25年4月時点において、頒布された刊行物Xに記載されていた。また、構成Aは構成A1及び構成A2を、構成Bは構成B1及び構成B2を、それぞれ含む概念である。

以上を前提に、令和2年4月1日を基準として以下の各設問に答えよ。

- (1) 乙は、甲からの差止請求を免れるために、本件訴訟においていかなる主張をすることが考えられるかについて説明せよ。
- (2) 甲は、設問(1)における乙からの主張に対し、本件訴訟においていかなる反論をすることができると説明せよ。

(論文答案の「書き方」特許・実用新案法 第21問)

[意匠]

【第3問】

甲は、自ら創作したブーツの意匠イについて令和2年4月1日に意匠登録出願Aをした。
その後、甲は、意匠イに模様を付した意匠イに類似する意匠ロを創作したため、意匠登録出願Aの意匠登録を受けようとする意匠イを意匠ロに変更する旨の補正書の特許庁に提出した。

なお、甲の意匠登録出願Aは、審査に係属しているものとする。

以上の事実関係を前提に、以下の各設問に答えよ。

- (1) 甲のした補正が認められるかについて説明せよ。
- (2) 意匠ロにつき意匠登録を受けるために甲がとり得る手段を複数挙げ、それらの得失について説明せよ。

(論文答案の「書き方」意匠法 第6問)

[意匠]

【第4問】

甲は、オフィスの空間設計を営む事業をしており、新たに、床と壁を木目調に施工し、木製のテーブルに緑色の安楽椅子を設置して全体的に森をイメージしたオフィスαを創作したことから、オフィスα全体について意匠権を取得したいと考えている。

この場合、甲は、いかなる方法で意匠権の取得をすることができるか説明せよ。

(論文答案の「書き方」意匠法 第11問)

[商標]

【第5問】

甲は、商標「L e o n」について、指定役務を「飲食物の提供」として平成30年1月15日に商標登録出願をし、同年7月1日に商標登録を受けた。そして、甲は、同年9月1日から東京都において日本料理店を開き、商標「L e o n」を使用していた。その後、甲は商標「L e o n」を使用した日本料理店を関東地方において数店舗開き、令和元年6月頃には、商標「L e o n」は、甲の日本料理店を表示するものとして少なくとも関東地方の需要者の間に広く知られるようになっていた。

乙は、商標「割烹 レオン」について指定役務を「日本料理を主とする飲食物の提供」として令和元年8月1日に商標登録出願をした。

この場合、乙の商標登録出願に存すると考えられる拒絶理由を説明せよ。

(論文答案の「書き方」商標法 第6問)

[商標]

【第6問】

甲は、青色の文字からなる商標「MOON」について、指定商品を「時計」及び「家具」として、平成24年2月7日に商標登録出願を行い、その後、同年8月24日に商標登録がなされ、同時に商標「MOON」を付した赤色と青色の時計の販売を開始した。

甲が時計に付している商標は、時計の色に合わせた色にしており、赤色の時計には赤色の文字からなる商標「MOON」を、青色の時計には青色の文字からなる商標「MOON」を使用していた。そして、甲は、赤色の時計の売上が好調であったことから、平成25年5月からは、赤色の文字からなる商標「MOON」を付した赤色の時計のみを販売することにし、現在に至るまで販売を継続している。なお、甲は、令和2年2月15日に至るまで、家具について商標「MOON」を使用したことは一度もない。

乙は、令和2年1月15日、青色の文字からなる商標「MOON」を付した時計及び家具を販売したいと考え、甲に対して商標権の放棄について交渉及び放棄されなければ不使用による取消審判を請求する旨を記載した書面を送ったが、甲からは放棄する予定はないとの返答があった。

その後、甲は、令和2年2月15日から、特に販売する予定がなかったにもかかわらず、青色の文字からなる商標「MOON」を付した家具の販売を開始している。

以上の事実関係を前提に、以下の各設問に答えよ。

- (1) 乙が、令和2年4月1日に、指定商品「家具」について、甲の商標登録の不使用取消審判請求をした場合に、乙の請求は認められるか説明せよ。
- (2) 仮に、設問(1)の不使用取消審判請求が、指定商品「時計」及び「家具」についてのものであった場合に、乙の請求が認められるか説明せよ。

(論文答案の「書き方」商標法 第17問)

©2026 AGAROOT Inc.

無断複製・転載を禁ず。